



よつば会だより

2016 年 3 月号

発行:NPO 法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2 丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

3月を迎えました。陽光は暖かさを増してきました。日差しがあつて風がないときには春の暖かさが感じられますが、しばらくは風の冷たさは続きます。それでも3月は日ごとに春の息吹を感じられるようになります。春の彼岸の中日、春分の日は3月20日です。「暑さ寒さも彼岸まで」の言葉通りに、その頃から一気に春めいてきます。桜の開花も含めて植物が一斉に活動をはじめるときです。あとしばらく、芽吹きの時を楽しみに待ちましょう。



「ほめてあげていますか？」 ~1月の家族教室から~

1月27日に、今年度4回目の家族教室を行いました。参加者は10名、初参加者はなく、なじみの顔ぶれでの会となりました。いつものように参加者全員からの近況報告のあと、話題になったのが、ある参加者からの「子どもの行動を見ていると黙っていられなくなり、つい注文をつけてしまう。子どもの将来のことが気になるから、そんなことではいけないだろうと注意するが、子どもは反発してくるばかりで行動を改める気配は全く見られない」という発言に対してでした。話を詳しく聞いていくと、その子どもさんにはいいところもかなりあり、ある参加者から「そのいいところをほめてあげていますか」という問いかけがなされました。が、「ほめるよりも気になることが先に立つ」という言葉が返り、問いかけをした参加者から即座に「それでもほめるのですよ」という指摘がなされました。他の参加者からも「子どもに気になる行動があつても、少々のことは気にせず、にこにこしている」、「何かをしてくれというようなことは一切言わないことにしている」などが話されました。こうしたやりとりを聞いていて思いました。最初の「黙っていられない」という親の気持ちよく分ります。子どもが将来一人で生きていくことを考えるとき、周囲から苦情が出ないぐらいの状況になって欲しいと思う親心です。でも、子どもも言われると反発したくなるのであり、本人なりに自覚しているのではないのでしょうか。そして「ほめる」ということは子どもが元気になっていく上でとても大切なこと。さらに「にこにこしている」、「一切言わないことにしている」こともとても意味のあることだと思います。そこに到るまでには長い期間の葛藤があつてのことだと思いますが....。考えさせられた家族教室の一場面を紹介しました。



当事者との交流会を行います

毎月第2日曜日に行っている当事者との交流会(昼食会)を、今月は御調の「尾道ふれあいの里」で入浴と食事を楽しむ会として下記の要領で行います。会員の皆様の多数の参加をお待ちしています。

記

- 日 時 平成28年3月26日(土) ○ 行き先 尾道ふれあいの里
- 集合場所 瑠璃の屋形駐車場 9時30分集合 (帰着は15時頃の予定)
- 参加費 会員 2,000円 当事者 300円 (当日徴集します)



* 瑠璃の屋形からは車に分乗して出かけます。配車計画のため、参加希望の方は3月19日までに、**よつば会事務局**(☎37-6600)までご連絡ください

2月号の漢字で書いた植物の読み方の答え (左上から右に)

さるすべり いちょう こすもす あじさい ひまわり おもと きゅうり そらまめ
つくし みょうが ゆず あすなろ やどりぎ われもこう どんぐり いちじく

2月の活動報告

- 14日 当事者との交流会 (サロンよつば)
- 27日 家族の SST (市民センターむかいしま)

3月の活動予定

- 26日(土) 当事者との交流会 (ふれあいの里)
- 29日(火) よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)





自立支援に定期訪問サービスを創設

～厚生労働省、知的・精神障害者に～



2月14日の読売新聞に、「知的・精神障害者の自立支援」という見出しの記事が掲載されました。その要旨は「知的障害や精神障害の人が自立して暮らせるようにするため、厚生労働省は新たな障害福祉サービスを創設する。支援者が定期的に自宅を訪れ、見守りや家事などの助言を行うのが柱で、2018年度からの事業化を目指す」というものです。事業化が2年先ということで、事業の具体的なことは記事にはなく、取り上げていたのは、新たな障害福祉を先行している横浜市の取り組みでした。国は横浜市の取り組みを参考に、軽度の知的・精神障害者を対象とした定期訪問サービスの中身作りを進める方針で、記事も横浜市の取り組みを紹介することで、新たな障害福祉サービスがどのようなものかを知ってもらおうというものでした。その横浜市の取り組み内容を記事の抜粋で紹介します。

横浜市は01年度から「障害者自立生活アシスタント事業」をスタート、知的障害や精神障害、高次脳機能障害の単身者を対象に、自立生活アシスタントが定期的に自宅を訪れ、金銭管理や近所づきあいなどの助言を行い、日常生活を支えている。障害者施設の職員ら144人が自立生活アシスタントを担っている。一人暮らしを準備中の人を含め、生活全般を見守る。自立を妨げないよう家事は代行しないが、商品勧誘の断り方を伝えるほか、悩みを聞くだけの訪問もある。緊急時は夜間も連絡が取れる。14年度は879人を支えた。



取り組みの具体例を紹介する。44歳の男性、20代後半に統合失調症を発症、服薬しながらアルバイトや障害年金を頼りに一人で暮らしてきたが、仕事のストレスから薬を飲み忘れるようになった。また、金遣いも荒くなったため、昨夏からアシスタントに家計面の助言を受けている。当初、仕事を辞めて貯金も尽きた男性は「働きたい」と焦っていた。アシスタントは「まずは体調や生活を立て直そう」と生活保護受給を勧め、手続きに付き添った。生活費の心配が消えると体調は改善、今は再就職の準備中で、男性は「生活を見守ってくれたから気持ちが落ち着いた。お金の管理にも自信が戻った」と話していた。

このような横浜市の取り組みを参考に国が新たな障害福祉サービスとして打ち出していることに対し、障害者と暮らす家族からは「新サービスが親亡き後の生活を支えるものになれば」と、期待の声も寄せられている。国は今国会に障害者総合支援法の改正案を提出するが、定期訪問サービスの具体的な中味は今後検討する。継続した定期訪問が一人暮らしの障害者にとって自立の支えになる営みになることを期待したいが、内容次第



では望めないとの懸念もある。ある精神障害者の支援者は「精神障害の人は体調によって人と会うのがつらい時もあり、訪問する人材の力量も問われる。国は当事者と議論しながら制度設計を進めてほしい」と話している。

以上、厚生労働省の新たな障害福祉サービスの事業化と、その先行例としての横浜市の取り組みを紹介しました。未だ新サービスの具体的な内容が示されていないので、記事を通しての推察でしかないので、確かに「内容次第では効果が望めない」との懸念がいくつか浮かびます。まず、記事では「国は軽度の知的・精神障害者の単身者を対象に定期訪問サービスの中身作りを進める方針」とあります。ということは、重い精神疾患を抱えながら家族と暮らしている人が、新サービスの対象にならないと受けとめられます。次に、横浜市では障害者施設の職員らをアシスタントとしているとのことだが、施設職員はどこでも現状の職務遂行で精一杯の状況だと思える。施設が新サービスに人を回せるだけの予算措置がなされるのだろうか。それに重ねて、記事にもあった「訪問する人材の力量も問われる」という問題、特に精神障害者に対しては病気に対する理解が不足していると、訪問者と当事者との信頼関係作りがうまくできないことが多い。その辺りへの配慮がなされるのだろうか。他にもまだあると思いますが、紙面の都合でこの辺りにします。(N.T)